



二本松市消費生活センター

☎(24)7200

Fax(22)4479

相談日 月～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

相談時間 午前9時～正午、

午後1時～3時

場所 市役所1階

生活環境課(3番窓口)前

※詳しくは、市のウェブサイトをご覧ください。23ページのQRコードから検索してください。

まずは相談を！

二本松市消費生活センターでは、「契約トラブル」、「製品事故」、「食品偽装」、「多重債務」、「振り込め詐欺」など、消費生活に関する相談をすることが出来ます。

センターでは、専門資格を持つ『消費生活相談員』が、相談の内容に応じて、問題解決のための助言や情報提供等を行っています。

相談員には守秘義務があり、相談内容が外部に漏れることはありません。安心してご相談ください。

よくある

『ご相談』



 高齢の父が、「光回線サービスの利用料が今より安くなる」と言われ契約したようだが、請求書を見てみると、身に覚えのないオプションが契約されており、前より料金が高くなっていた。

 勧誘時に、契約に関する料金が正しく説明されていないことがあります。安易にその場で契約せず、ご家族の方と契約内容について比較、検討しましょう。

 高校生の娘が、「5000円お試し」と記載されているダイエットサプリを購入した。1回だけ購入のつもりが、翌月も商品が送られてきて、7980円の請求書が同封されていた。販売元に問い合わせしてみると、「4回以上の定期購入となっている」と言われた。



 「お試し価格」など格安を強調する広告には、初回だけ格安で2回目から定価、または数カ月以上の定期購入が条件として設けられていることがあります。定期購入に関する記載は、小さな字で記載されていることも少なくありません。広告は隅々まで確認した上で申し込む必要があります。また、事業者が電話をしてもつながらないケースも多いようです。

※通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。

なんて相談すれば良いの？



質問①

相談したいけど、なんて相談したら良いかわからない

回答①

何をどうしていいかわからない方がほとんどです。

相談員が話を聞きながら情報を整理しますので、気にせず、お気軽にお問い合わせください。

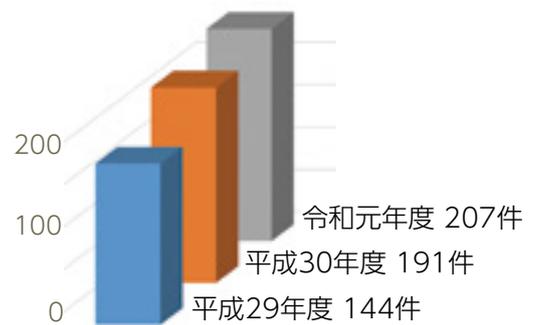
質問②

わざわざ相談するようなことなのか悩む

回答②

相談することで、モヤモヤが晴れることもあります。気になることがあれば、まずは相談してみてください。

また、相談の内容は全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積され、相談された方の個人情報を除いた情報は、消費者教育や啓発に活用されることもあります。



【二本松市消費生活センター相談件数の推移】

質問③

相談したいけど、相談先が消費生活センターで良いのかが不安

回答③

消費生活センターの相談対象外の内容でも、それに合った相談窓口を紹介することが出来ます。

質問④

だいぶ前の話だから、いまさら相談しても…

回答④

相談は早ければ早いほど解決しやすい傾向にあります。まずは、お問い合わせください。

相談員より



最近急増している相談は、通信販売に関するトラブルです。

パソコンやスマートフォンでインターネットへの接続が容易になったことに加えて、新型コロナウイルスの影響で外出しにくくなり、インターネットで購入する機会が増えた結果、通信販売の相談が増えたと考えられます。

通信販売は、消費者にとって身近



新型コロナウイルスの影響で収入が減ってしまったので、副業をしようと思い、「SNSに商品の写真を載せるだけで簡単に稼げる」という副業サイトに登録した。

登録後、副業サイトから連絡があり、「多くの収入を得るためにはツールの購入が必要」、「購入すればサポートも受けられる」と説明され、20万円の契約をした。



収入を得たいと思って登録したのに、高額な情報商材を契約してしまうトラブルが発生しています。中には、「すぐ元が取れるから」とクレジットカードを新たに作るよう要求されたり、借金をしてまで契約を勧めるケースもあります。「話が違つ」と思ったなら、きっぱりと契約を断りましょう。契約の取り消しや、クーリング・オフ等ができる場合もあります！

な購入方法の1つであると同時に、手軽な方法でもあるため、警戒心が低くなりがちです。通信販売を利用する際は、購入条件等をよく確認しましょう。

また、令和4年4月より成人年齢が18歳に引き下げられます。成人すると親権者の承諾がなくてもさまざまな契約をすることが出来るようになります。気付かないうちにトラブルに巻き込まれていることもありま